



薬局・薬剤師のためのニュースメディア

©じほう 2015

HARMACY NEWSBREAK

株式会社 じほう

この通信は会員が直接利用される以外、コピー等による第三者への提供は固くお断りいたします

資格化しない「アシスタント」なら容認

薬経連・山村会長 「調剤ではない業務」委ねる

テクニシャン どう考える

薬剤師の調剤業務を補助するため、海外で導入されているテクニシャン制度をどう考えるか。保険薬局経営者連合会（薬経連）の山村真一会長は、薬剤師が多い日本では、新たな資格者としてのテクニシャンは必要ないと指摘する。導入するのであれば資格化されたテクニシャンを支える役割を果たす、カナダの「調剤アシスタント」のような存在だと主張する。

—欧米にあるテクニシャン制度の日本への導入についてどう考えるか。

「調剤は薬剤師の専権行為だが、問題なのは調剤とは何なのかという定義が不明瞭で、もう一人の主役であるテクニシャンの定義も不明瞭であることだ。テクニシャンの議論を行う前提として、まず『調剤の定義』と『テクニシャンの定義』が必要だ。調剤という言葉もそうだが、テクニシャンと言った時にイメージされる姿は十人十色。ある人は簡単な調剤補助のイメージ、またある人は海外では資格化されているテクニシャンという具合に、全く違うイメージで語られているので議論に齟齬（そご）が生じている」

●アシスタント導入で薬剤師の存在意義が明確化

—山村会長はどのようなイメージを持っているのか。

「例えば、カナダを例にとると、資格化されているテクニシャンを支えるスタッフとしてアシスタントの存在がある。今、私たちが『容認してもいいのでは』と考えるイメージ、厚生労働省が想定している業務のイメージは、資格が必要でない、まさにカナダでいうところの調剤アシスタントではないか。調剤アシスタントは有資格者ではないので、薬剤師の職域を脅かす存在にはなり得ないし、薬剤師も調剤ではない業務から解放されることによって、より存在意義が明確化されるのではないか。

客観的に見て日本には薬剤師が多く、新たな資格者としての調剤テクニシャンは必要ないとも言える。まして世界一の高齢化社会であるわが国の医療提供システム

は海外を参考にするのではなく、日本オリジナルで考えなくてはならない。その意味で、わが国においてはテクニシヤンの資格化導入は適切でないし、今回の議論ではテクニシヤンという言葉 avoided 方がよい」

—調剤の定義があいまいということだが、明確化の必要性は。

「調剤の定義は確定されていないが、例えば、『調剤指針』による概念の推移を見ても初版の頃は薬剤を調製することと書かれていたものが、第13改訂では交付後の経過観察までといった具合に、より広範な内容へと変遷している。つまり『調剤の定義』は時代とともに変化し、今後も変化し続けるだろうが、それ以外の『調剤でない業務』は薬剤師ではない者でも行うことができるという、言わば当たり前の認識を現場の既成事実として積極的に共有し、実動させていくことが重要だ」

●アシスタント導入で報酬削減も

—仮に調剤アシスタントが日本に導入された場合、薬剤師や薬局にどのような影響が出てくると考えるか。

「調剤重視から服薬管理・指導重視の報酬体系に移行しようとしている国の潮流にも注意が必要だ。これは（計数調剤のような）テクニカルフィーから服薬管理指導フィーへの移行を意味するものだが、タイミング的に人件費が安い調剤アシスタント導入の容認とバーターで、テクニカルフィー削減というシナリオも透けて見える」

※このインタビューは随時掲載します